

合併協定書

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町

- 1 合併の方式
合併の方式は、新設合併とする。
- 2 合併の期日
合併の期日は、平成15年4月21日とする。
- 3 新市の名称
新市の名称は、周南市とする。
- 4 新市の事務所の位置
合併時の新市の事務所の位置は、徳山市役所とする。
- 5 財産及び公の施設の取扱い
2市2町の所有する財産及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐ。
- 6 議会議員の定数及び任期の取扱い
2市2町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。
- 7 農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い
2市2町の農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第34条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の農業委員会として存続する。その後、1つに統合し選挙区を設けることとするが、選挙区の数及び各選挙区の定数については、新市において調整する。
- 8 地方税の取扱い
2市2町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。
 - (1) 個人市民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。納期は、徳山市、熊毛町、鹿野町の例により調整する。
 - (2) 法人市民税の法人税割の税率は、徳山市、新南陽市、熊毛町の例により制限税率を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。
 - (3) 固定資産税の納期は、熊毛町、鹿野町の例により調整する。ただし、第1期の納期は5月1日から5月31日とする。

- (4) 都市計画税は、徳山市、新南陽市の例により調整する。ただし、納期については、固定資産税の取扱いと同様とする。
- (5) 軽自動車税の税率は、徳山市、鹿野町の例により調整する。納期は、徳山市、熊毛町の例により調整する。
- (6) 特別土地保有税は、徳山市、新南陽市、熊毛町の例により調整する。
- (7) 入湯税は、熊毛町の例により調整する。
- (8) 鉱産税は、徳山市、熊毛町、鹿野町の例により調整する。

9 一般職の職員の身分の取扱い

合併前の徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。

10 特別職の職員の身分の取扱い

- (1) 2市2町の常勤の特別職等の職員の身分の取扱いについて、市長・町長であった者は、合併後2年以内の間引き続き新市の特別職の職員とする。
- (2) 2市2町の行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法令の規定によるものとし、規定のない場合は、新市において新たに選任する。

11 条例、規則等の取扱い

- (1) 合併協議会で協議調整された各種事務事業に関する条例、規則等については、それぞれの調整方針に従って整理する。
- (2) 同一又は1団体のみが制定している条例、規則等については、原則として現行の例によるものとする。
- (3) 類似、相違又は数団体に制定されている条例、規則等については、いずれかを基本に調整統一する。
- (4) 条例、規則等の制定にあたっては、新市における事務事業に支障をきたさぬよう次の区分により整備するものとする。

合併時に市長職務執行者の専決処分により即時制定し、施行させる必要があるもの。

合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。

合併後、逐次制定し、施行させるもの。

12 組織及び機構

新市における組織及び機構の整備方針は次のとおりとする。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

総括調整方針

次の事項を基本として新市の組織機構を整備する。

- (1) 新市移行後も住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織機構
- (2) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織機構
- (3) 市民の声を適正に反映することができる組織機構
- (4) 簡素で効率的な組織機構
- (5) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構
- (6) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構
- (7) 地方分権に柔軟に対応できる組織機構
- (8) 新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構

個別整備方針

- (1) 新市の組織は本庁と支所とし、合併時においては 2 市 2 町の現有庁舎を有効活用する。
- (2) 徳山市役所を本庁とし、新南陽市役所、熊毛町役場、鹿野町役場については、現行組織から管理機能の一部を除き総合支所として設置する。
- (3) 本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。

総合支所は、合併前の市町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き住民サービスを提供する総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画立案し、また新市建設計画に予定される地域別整備方針の実現を任務とする。

- (4) 2 市 2 町の支所、出先機関は現行のまま存続する。
- (5) 2 市 2 町に設置されている行政委員会、委員及び附属機関については、原則として統合する。

地域性により独自に設置されている附属機関等については、実態を考慮して整備する。

また、委員構成等については、2 市 2 町の実状、地域性に配慮し適切な措置を講ずるものとする。

13 一部事務組合等の取扱い

(1) 一部事務組合の取扱い

山口県徳山地方養老介護施設組合は、新市で合併の日に当該組合に加入する。

山口県東部地方税整理組合、山口県市町村職員退職手当組合、山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合、山口県市町村消防団員補償等組合は、合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、新市において事務を行う。

光地域広域水道企業団、周南地区衛生施設組合、周陽環境整備組合、玖西環境衛生組合、光地区消防組合は、合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、合併の日に新市で旧市町の区域を対象地区として、当該組合に加入する。

周南地区食肉センター組合、山口県市町村災害基金組合は、合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、合併の日に新市の全区域を対象地区として、当該組合に加入する。

山口県自治会館管理組合は、合併の日の前日をもって一部事務組合から脱退する。

(2) 協議会の取扱い

協議会については、合併の日の前日をもって関係の協議会から脱退し、合併の日に新市で当該協議会に加入する。ただし、徳山市・下松市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会及び徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会については、合併の前日までに廃止するものとする。

機関の共同設置については、山口県市町村公平委員会は合併の日の前日をもって脱退するとともに、徳山市・鹿野町介護認定審査会は合併の日の前日をもって廃止し、それぞれ新市において事務を行う。

事務の委託については、4市4町住民票の写しの交付等の事務委託は合併の日の前日をもって廃止し、合併の日に新市で新たに委託する。火葬に関する事務委託は合併の日の前日をもって廃止する。上水道及び下水処理の事務委託は合併の日の前日をもって廃止し、新市において事務を行う。

(3) 財団等の取扱い

財団等については、当面、現行どおりとする。ただし、同様な事業を行う財団等は、新市の速やかな一体性の確立を図るため、統合整備に努めるものとする。

(4) 土地開発公社の取扱い

2市2町の土地開発公社のうち、1土地開発公社を新市の土地開発公社とし、他の3土地開発公社は、合併の日の前日までに解散する。

14 使用料・手数料の取扱い

総括調整方針

新市の速やかな一体性の確保や住民負担に配慮し、2市2町間で同一又は類似の施設の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。

ただし、差異の著しいものや事情により調整が困難なものは、当分の間現行のとおりとする。

また、手数料については、可能な限り統一に努めるものとする。

個別調整方針

別添「合併協定書附属資料」に定めるとおりとする。

15 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら調整に努めるものとする。

16 補助金、交付金等の取扱い

総括調整方針

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整するものとする。なお、補助金については以下のとおりとする。

- (1) 2市2町で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- (2) 各市町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。
- (3) 整理統合できる補助金については、統合するよう調整する。

個別調整方針

別添「合併協定書附属資料」に定めるとおりとする。

17 町・字名の取扱い

町・字名〔類似町名や同一の通称町名（小字名）を含む〕は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町名については、地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。

18 慣行の取扱い

- (1) 市章、市民憲章、市民歌は、新市において調整する。
- (2) 市の花、木は、新市において調整する。
- (3) 都市宣言は、新市において調整する。

19 国民健康保険制度の取扱い

2市2町で差異のある国民健康保険制度については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 賦課形態は、徳山市の例により、保険料とする。
- (2) 賦課方式は、熊毛町の例により均等割、平等割、所得割の3方式とする。
- (3) 賦課割合は、現行の平準化方式とし、料率を統一する。ただし、急激な負担増に配慮し、財政支援措置を講ずることとするが、金額は財政計画で定めることとし、期間については3年限度を目安とする。
- (4) 納付回数は、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、納期については、別に調整する。
- (5) 納入（納税）組合は、廃止の方向で検討する。
- (6) 任意給付、はり・きゅう施術費の支給は、徳山市、新南陽市の例により調整する。
- (7) 人間ドック健診費助成は、熊毛町の例により調整する。
- (8) 高額療養費貸付は、徳山市の例により調整する。
- (9) 国民健康保険診療所は、現行のまま新市に引き継ぐ。

(10) 介護分の保険料は、国民健康保険料（医療分）の取扱いに準じ調整する。

20 地域審議会

合併前の徳山市、新南陽市、熊毛町及び鹿野町の各区域ごとに、当該区域を対象とする地域審議会を設置する。

設置に当たっては、別添「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。

21 その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い

総括調整方針

住民負担、行政サービスにかかる各種制度については、健全財政に配慮しつつ、合併効果による住民生活の質的向上が図られるよう、次の考え方で調整するものとする。

- (1) 各種制度については、少子高齢化・情報化社会等、時代のニーズに配慮し調整する。
- (2) 各種制度については、総体的に住民にとって不利益とならないよう調整に努める。
- (3) 各種制度については、新市全体の均衡を保ち、一体性の確保ができるよう速やかな統合に努める。

21 - (1) 電算の管理運営

新市発足と同時に、市政運営や市民生活に支障なく電算処理を行うことを目標に、市民生活に密接に関連した業務を優先しながら、段階的な統合を図る。

21 - (2) 都市計画・建設事業

(1) 市町道等の管理等

市町道等の管理等について

市道、認定外道路、生活道路の3区分で管理するものとし、新たに制度等を創設する。

市町道認定基準について

2市の認定基準を基本に、新たに制度等を創設する。ただし、合併前の市町において、既に市町道に認定されている道路については市道とする。

認定外道路指定基準について

徳山市の例により調整する。

生活道路等について

徳山市の例により調整する。ただし、鹿野町の生活道路整備事業に関する内規による取扱いは、当分の間現行どおりする。

(2) 都市計画区域及び用途地域

新市移行後も現行どおりとする。なお、都市計画区域や市街化区域と市街化調

整区域の区域区分等の見直しを行う場合は、新市の基本構想や都市計画マスタープラン等との整合性をはじめ、都市計画審議会の意見も踏まえ対応する。

(3) 下水道受益者負担金制度

現行のまま新市に引継ぐこととするが、将来的には賦課についての検討を行うものとする。

21 - (3) 水道事業

(1) 水道料金の算定方法(上水道料金)

料 金

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

料金体系

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

(2) 水道料金の算定方法(簡易水道料金)

事 業

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

料 金

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

料金体系

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

(3) 水道料金の算定・収納

料金の算定

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

水量の認定

徳山市の例により調整する。

納 期

熊毛町、鹿野町の例により調整する。ただし、口座振替に係る部分についても同様とするが、取扱金融機関との協議により変更される場合がある。

(4) 水道加入金

上水道事業

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

簡易水道事業

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

(5) 手数料

指定給水装置工事事業者申請手数料

徳山市、新南陽市、鹿野町の例により調整する。

工事設計手数料

徳山市の例により調整する。

給水装置工事現場管理手数料

新南陽市の例により調整する。ただし、名称は工事現場管理手数料とする。

設計審査手数料

廃止の方向で検討する。

流末工事検査手数料

徳山市の例により調整する。ただし、名称は給水装置工事審査手数料とする。

材料検査手数料

廃止の方向で検討する。

給水装置工事道路占用書類作成手数料

廃止の方向で検討する。

各種証明手数料

廃止の方向で検討する。

給水装置及び水質検査手数料

現行のまま新市に引き継ぐ。

(6) 給水施設給水使用料

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

(7) 給水装置工事事業者の指定

徳山市の例により調整する。なお、新市発足までに各市町により指定された給水事業者については、新市においても指定給水装置工事事業者となる。

(8) 簡易水道給水装置工事補助金

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

21 - (4) 消防・防災事業

(1) 消防団員の定員、任期、定年

新市に移行後、速やかに調整する。

(2) 消防団組織

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

21 - (5) 環境衛生、環境保全事業

(1) し尿収集

徳山市の例により調整する。ただし、熊毛町の収集方法は、当面現行のとおりとする。

(2) ごみ収集

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

(3) 指定ごみ袋

新市に移行後、速やかに調整する。

21 - (6) 教育事業

(1) 奨学金貸付事業

徳山市の例により調整する。ただし、貸付額については上位のものに合わせる。

(2) 就学費の援助

新南陽市・鹿野町の例により調整する。

(3) 通学区域〔小・中学校〕

新市に移行後、速やかに調整する。

(4) 学校給食の状況

給食費

新市に移行後、速やかに調整する。

公会計と私会計

新市に移行後、速やかに調整する。

センター方式と単独校方式

現行のまま新市に引き継ぐ。

業務委託

現行のまま新市に引き継ぐ。

幼稚園給食

現行のまま新市に引き継ぐ。

(5) 公民館の管理、使用基準〔休館日・開館時間・減免基準〕

新南陽市の例により調整する。ただし、休館日については、12月29日から翌年の1月3日までとし、使用時間については、午前8時30分から午後10時までとする。

(6) 成人の日記念行事

新市に移行後、速やかに調整する。

(7) 美術展の開催

徳山市の例により調整する。

(8) 国・県・市・町指定文化財の状況

現行のまま新市に引き継ぐ。

(9) 同和教育推進体制

新市に移行後、速やかに調整する。

(10) 図書館の管理運営

新市に移行後、速やかに調整する。

(11) スポーツの推進組織の状況

新市に移行後、速やかに調整する。

(12) 全国大会出場賞賜金の交付

新たに制度等を創設する。

21 - (7) 保健・福祉事業

(1) 心身障害児母子通園訓練事業

現行のまま新市に引き継ぐ。

- (2) 福祉タクシー
徳山市、新南陽市の例により調整する。
- (3) 重度心身障害児(者)福祉手当
新南陽市の例により調整する。
- (4) 重度心身障害者医療制度
徳山市、新南陽市、熊毛町の例により調整する。
- (5) 生きがい活動支援通所(老人デイサービス)
徳山市、新南陽市の例により調整する。
- (6) 軽度生活援助(老人ホームヘルプサービス)
新南陽市の例により調整する。
- (7) 生活管理指導短期宿泊(老人ショートステイ)
徳山市の例により調整する。
- (8) 配食サービス
利用料金については食材費実費相当分とするが、配食回数、配食時期と合わせて、新市に移行後、速やかに調整する。
- (9) 紙オムツ給付
徳山市の例により調整する。
- (10) 緊急通報装置
新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- (11) 敬老祝金
新南陽市の例により調整する。ただし、支給額については、新市に移行後、速やかに調整する。
- (12) ねたきり老人等介護見舞金
新市に移行後、速やかに調整する。
- (13) 保育料
新南陽市の例により調整する。ただし、保育料徴収金額表については、国の徴収基準を参考に新市に移行後、速やかに調整する。
- (14) 児童クラブ
新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。ただし、保育料は、2,000円とする。
- (15) 乳幼児医療
新南陽市、鹿野町の例により調整する。
- (16) 母子家庭等就学・就職支度金
徳山市、新南陽市、熊毛町の例により調整する。
- (17) 遺児福祉手当
遺児福祉手当と交通遺児手当を併せて新制度として整理する。
- (18) 母子・父子医療
徳山市の例により調整する。

- (19) 寡婦医療
新市に移行後、速やかに調整する。
- (20) 小災害り災者援護
徳山市の例により調整する。
- (21) 妊婦健康診査
公費による実施は、前期、中期、後期の3回とし、住民税非課税世帯の妊婦に対しては、公費により2回追加実施する。超音波検査については35歳以上1回とする。
- (22) 乳児健康診査
現行のまま新市に引き継ぐ。
- (23) 幼児健康診査
 - 1歳6か月児健診
新南陽市、鹿野町の例により調整する。歯科医師の体制が整えば、歯科の個別健診も検討する。
 - 2歳児健診
廃止する。
 - 3歳児健診
現行のまま新市に引き継ぐ。
 - 集団健診の場所、回数
新市移行後、健診者の人数を基本に調整する。
- (24) 成人健康診査
新南陽市、鹿野町の例により調整する。

21 - (8) 介護保険制度

- (1) 介護保険給付
現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 介護保険料(第1号被保険者保険料)
新市において再計算し、国の基準に従って決定する。なお、支払回数は10期とし、納期限については、新市に移行後、速やかに調整する。

21 - (9) 広報・公聴事業

- (1) 市・町広報紙(広報紙の発行、広報モニター制度、点字広報の発行、声の広報発行)
新たに制度等を創設する。
- (2) 市政・町政だより[電波メディア](ケーブルテレビ、電光掲示板)
新たに制度等を創設する。
- (3) 公聴活動(市政・町政モニター制度、市政・町政懇談会)
新たに制度等を創設する。

21 - (10) 情報公開制度

(1) 情報公開制度

新たに制度等を創設する。ただし、合併前の各市町の情報公開については、旧市町の従前の情報公開の制度の例による。

(2) 市長・町長の資産等の公開

現行のまま新市に引き継ぐ。

21 - (11) 同和対策事業

同和福祉援護資金貸付事業

貸付事業は、平成13年度で終了したが、償還業務については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

21 - (12) 交通安全対策事業

交通災害共済制度

運営方法

徳山市の例により調整する。

申込み金（掛金）の取扱い

徳山市・新南陽市の例により調整する。

傷害見舞金

徳山市の例により調整する。

その他（市見舞金制度）

廃止の方向で検討する。ただし、市民総合賠償補償保険に加入し対応する。

21 - (13) 国際交流等事業

(1) 姉妹都市縁組

現行のまま新市に引き継ぐ。

(2) 国際交流事業

新市に移行後、速やかに調整する。

(3) 中学生等海外派遣事業

新たな制度等を創設する。ただし、補助率については鹿野町の例による。

21 - (14) 表彰制度

表彰・選奨制度

新たな制度等を創設する。

22 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

調 印 書

徳山市、新南陽市、熊毛町及び鹿野町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会において上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成14年8月27日

徳 山 市 長

新 南 陽 市 長

熊 毛 町 長

鹿 野 町 長

立 会 人

徳山市議会議長

新南陽市議会議長

熊毛町議会議長

鹿野町議会議長

徳山市議会副議長

新南陽市議会副議長

熊毛町議会副議長

鹿野町議会副議長

徳山市議会議員

徳山市議会議員

徳山市議会議員

新南陽市議会議員

新南陽市議会議員

新南陽市議会議員

熊毛町議会議員

熊毛町議会議員

熊毛町議会議員

鹿野町議会議員

鹿野町議会議員

鹿野町議会議員

学識経験者
(徳山市)

学 識 経 験 者
(德 山 市)

学 識 経 験 者
(德 山 市)

学 識 経 験 者
(德 山 市)

学 識 経 験 者
(新 南 陽 市)

学 識 経 験 者
(新 南 陽 市)

学 識 経 験 者
(新 南 陽 市)

学 識 経 験 者
(新 南 陽 市)

学 識 経 験 者
(熊 毛 町)

学 識 経 験 者
(熊 毛 町)

学 識 経 験 者
(熊 毛 町)

学 識 経 験 者
(熊 毛 町)

学 識 経 験 者
(鹿 野 町)

学 識 経 験 者
(鹿 野 町)

学 識 経 験 者
(鹿 野 町)

学 識 経 験 者
(鹿 野 町)

学 識 経 験 者
(山 口 県 市 町 村 合 併 推 進 室 長)

学 識 経 験 者
(山 口 県 徳 山 県 民 局 長)

徳 山 市 総 務 部 長

新 南 陽 市 総 務 部 長

熊 毛 町 総 務 課 長

鹿 野 町 総 務 課 長